

資料②

能勢町都市計画審議会公開要領

(目的)

第1条 この要領は、能勢町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開)

第2条 審議会の公開は、能勢町情報公開条例（平成12年条例第15号）に準ずるものとし、同条例第7条各号のいずれかに該当する事項を審議する場合を除き、原則として傍聴を認めるものとする。

2 前項にかかわらず、審議会を公開することにより、公正で円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は、非公開とすることができます。

(非公開の決定)

第3条 前条により審議会を非公開とする場合の決定は、審議会会長（以下「会長」という）が決定する。

2 同一審議会において非公開とする事項とその他の事項とを審議するときは、非公開とする事項を審議した後、公開するものとする。

3 会長は、審議中にその内容が前条各項のいずれかに該当し、非公開とすることが適当と認めるときには、審議会に諮り非公開とすることができます。

(公開の方法)

第4条 審議会の公開は、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に対し、次のとおり行うものとする。

(1)傍聴を認める定員は10名とする。

(2)傍聴希望者は、審議会当日、会議の開催予定時刻までに、受付で傍聴申込書に住所及び氏名を記入し、会長の許可を得た上で会場に入場するものとする。

(3)前項の許可を受けたものであっても、第6条の遵守事項を遵守しないことが明らかな場合は、会場への入場について制限を行うことができる。

(4)前項の傍聴申込書の受付は、会議開始30分前から開始まで先着順で行い、定員になり次第終了する。

(5)第2項の許可を得た者（以下「傍聴者」という。）に配布する会議資料は、原則として委員に配布するものと同じものとする。ただし、第2条第1項に該当する情報が記載されているもの、その他法令集等、大量に準備できないことが相当と認められるもの等については、この限りでない。

(報道機関の特例)

第5条 会場には、必要に応じて記者席を設けるものとする。

- 2 報道機関から取材等の申し入れがあった場合は、審議会開始前までに限り会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。
- 3 審議会開始後については、写真撮影、録画及び録音は認めないものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、会場においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)はちまき、たすき、ゼッケン、ヘルメット、危険物、ビラ、プラカード、旗など他者に対しての意思の表示を目的とする物を持ち込まないこと
- (2)酒酔い状態での傍聴は行わないこと
- (3)会場内において飲食、喫煙は行わないこと
- (4)携帯電話、ポケットベルなどの通信機器は、電源を切り使用しないこと
- (5)写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない
- (6)会議開催中は、静穩に傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7)その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(会議の秩序維持)

第7条 傍聴者は、会議においては、会長の指示に従わなければならぬ。

- 2 傍聴者が前条又は前項の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、又は退場を命ずることができる。

(審議会開催の周知)

第8条 審議会を開催するにあたっては、開催日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を能勢町役場の掲示板に掲示するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1)審議会の開催日時
- (2)審議会の開催場所
- (3)審議会の議題
- (4)審議会の公開の是非
- (5)傍聴者の定員
- (6)傍聴手続
- (7)問い合わせ先
- (8)その他会長が必要と認める事項

- 2 前項の規定のほか、報道機関への情報提供又はその他の広報手段により、審議会の開催の周知に努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 公開により開催した審議会の議事録は、速やかに能勢町役場その他町長が必要と認める場所において閲覧に供するものとする。

2 審議会を非公開とした場合は、公開可能な事項について、前項に準じ情報の提供を行うものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。